（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一兆円」を「四千億円」に改める。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三億三千万円」を「三億九千万円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第五十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行期日は、平成二十四年三月三十一日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第五十二号

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号から第四号までの規定中「七千円」を「六千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第五十三号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項及び第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「平成二十三年三月」を「平成三十三年三月」に改め、「おおむね」を削る。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍